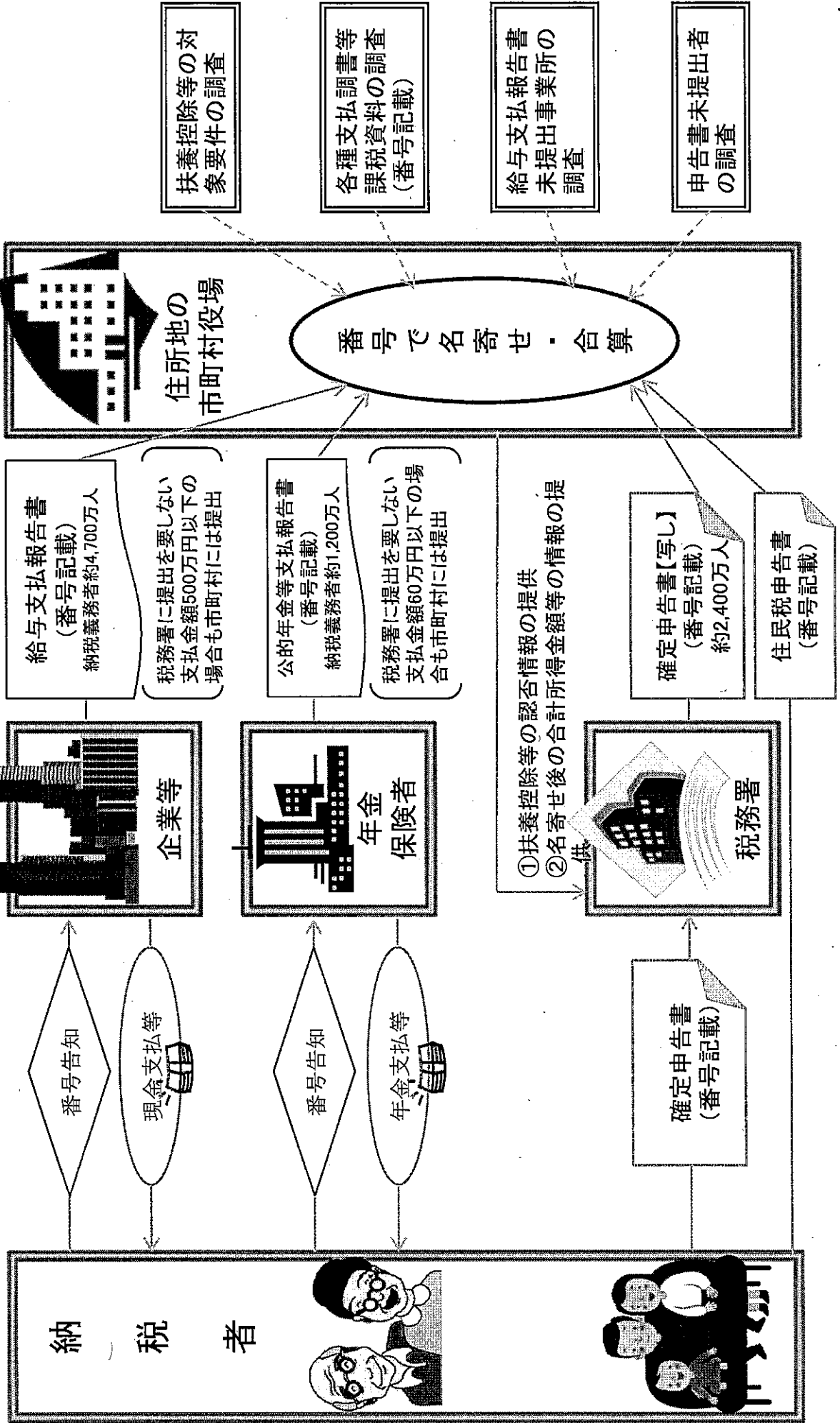


マイナンバー法案に係る
地方税関係の業務について

平成24年4月5日
総務省

「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書の情報、給与支払報告書の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。



マイナンバー法案により所得情報等の提供を予定している事務

- マイナンバー法案の別表第二において、情報提供を受ける事務として116の事務が規定され、そのうち53の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

| 分野 | 提供先 | 具体的な事務 |
|-------------------|---------------------|--|
| 年金 | 厚生労働大臣 | 国民年金保険料の免除申請に関する事務、老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する事務、遺族厚生年金等の裁定請求に関する事務 |
| 医療・介護 (健康保険) | 全国健康保険協会、 健康保険組合 | 健康保険法による高額療養費の決定に関する事務、高額医療・高額介護合算制度に関する事務、入院時食事療養費等の決定に関する事務 |
| 医療・介護 (国民健康保険) | 市町村長、 国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 |
| 福祉 (児童福祉) | 都道府県知事、 市町村長 | 児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業、助産の実施に要する費用の徴収に関する事務 |
| 福祉 (児童扶養手当) | 都道府県知事等 | 児童扶養手当の支給に関する事務 |
| 福祉 (老人福祉) | 市町村長 | 老人福祉法による養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する事務 |
| 福祉 (養育医療) | 市町村長 | 母子保健法による未熟児への養育医療の給付に関する事務 |
| 福祉 (障害者福祉) | 都道府県知事、 市町村長 | 障害者自立支援法による自立支援給付に関する事務 |
| 労働等 (職業訓練) | 厚生労働大臣 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務 |
| 労働等 (学資の貸与) | 独立行政法人 日本学生支援機構 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 |

↑ 利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

マイナンバー法案（抄）

（利用範囲）

第六条 別表第一の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があ
る場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人
情報ファイルにおいて個人情報に効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 略

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三
号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条、第二十九条第三項若
しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項
若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七項若しくは第十五項若しくは第四十一項
の二十二項若しくは第二十二項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条若しくは第二百二十五条
から第二百二十八条の三まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るた
めの国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定によ
り、別表第一の上欄に掲げる者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関し
て必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当
該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様と
する。

4 略

5 前各項に定めるもののほか、第十七条第十号から第十三号までのいずれかに該当して特定個人情報情報の提供を受けた者は、
その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表第一（第六条関係）

| | |
|-----------------|--|
| 十六 都道府県知事又は市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関 する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの |
| 十七 国税庁長官 | 地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務 省令で定めるもの |
| 八十九 都道府県知事 | 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地 方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの |

マイナンバー法案（抄）

（特定個人情報の提供の制限）

第十七条 何人も、次の各号のいずれかにかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の保有する特定個人情報のファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報の提供をするとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六條第四項若しくは第五項、第四十八條第七項、第七十二條の五十八、第三百十七條又は第三百二十五條の規定その他政令で定める同法の規定により国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九～十三 略

十一 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四條第一項

（同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行つた審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査若しくは租税に関する調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

マイナンバー法案（抄）

別表第二(第十七条、第十九条関係) ※地方税分野が提供を受けるもの。

| 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
|-------------------|--|--|---|
| 二十七 市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十八 都道府県知事 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは 日本年金機構又は共済組合等 厚生労働大臣 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十九 厚生労働大臣又は共済組合等 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |

第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

6. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するためには、納税者や事業者の方々に申告書や法定調書に「番号」を記載して頂くといった手続が必要となる。これらについては、平成24年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の整備法において、所要の措置を講ずることとする。

また、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法成立後、納税者・事業者の負担等にも配慮しつつ、引き続き検討する。

【別紙3】

社会保障・税番号制度導入に伴う税制上の対応

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成24年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の整備法等において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

(1) 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加

④ 地方公共団体に提出する申告書等の記載事項

地方公共団体に提出する申告書等に記載すべき事項に、次に掲げる者の「番号」を追加する。

イ 当該申告書等を提出する者

ロ 申告書等に記載された個人住民税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

ハ 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

ニ その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

⑤ 地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項

地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項に、給与支払報告書等の提出義務者、給与支払報告書等の対象となる給与等の支払を受ける者その他給与支払報告書等に記載すべき者の「番号」を追加する。

(4) 施行時期

① 原則

マイナンバー法における「番号」の利用開始日（以下「番号利用開始日」という。）の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税等の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類（申告書及び法定調書を除く。）並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。

